

北広島町農業委員会第11回総会議事録

事務局 (第11回北広島町農業委員会総会開会宣言)

副町長 (あいさつ)

会長 (開会あいさつ)

議案第1号 農地法第3条の規定に基づく許可申請の承認について

会長 番号1番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9番 5月16日に地区担当推進委員と現地調査をしました。譲渡人と譲受人は兄弟で、譲渡人は町外へ出られ譲受人が後を取り農業をされております。譲受人には息子さんがおられ農業後継者となります。どちらも高齢となり財産整理をしたいとの思いで、この度申請地を譲り受けるため申請されたとのこと。申請地は果樹が植えられており、従来どおり管理されることから周辺農地への影響はありません。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号1番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号2番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

3番 5月15日に16番委員と地区担当推進委員と現地調査を行い、譲受人に聞き取りをしました。譲渡人と譲受人は兄弟です。今までも譲受人が耕作をされており、現在申請地は田植えが終わっておりました。1枚の田を兄弟で分けていましたが、今後整理したいとのことで申請されました。これまで同様今後も耕作されるため問題はないと判断しました。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号2番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号3番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 1番 譲渡人と譲受人はそれぞれ実家が近所になります。譲渡人は町外在住で、実家を含め農地を譲渡したいと思われていました。圃場整備でひとつの耕地区画に譲渡人と譲受人の2筆の農地が存在する農地もあることから、知人であり隣人の譲受人へ譲り渡すため申請されました。譲受人も町外在住ですが、地域に帰って40年余り農業を経験されておりますし、今後は息子さんを農業後継者として考えておられます。営農計画書も提出されており、地域の協力を得ながら耕作をしていきたいとのこと。以上の事から農地法第3条第2項各号には該当しないため許可要件のすべてを満たしていると考えます。
- 会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。
- 委員 (異議なし)
- 会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号3番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。
- 委員 異議なし(挙手全員)
- 会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請の承認について

- 会長 番号4番及び5番について事務局より説明をお願いします。
- 事務局 (議案を読み上げる。)
- 16番 5月15日に3番委員と地区担当推進委員と現地を確認し、申請人へ聞き取りを行いました。現地を見ると、従前の墓は山中にありとても大変そうでした。4番案件については、この度墓を移転するにあたり、近くに適当な土地がないことから申請されました。申請地は畑ですが、状況は良くなく周辺は原野や山林であり周辺農地への影響はないと考えます。5番案件ですが、随分前から車庫が建設されており、道沿いであり駐車場がなかったことから建設されたとのこと。始末書添付のうえ申請されました。以上のこと

から許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号4番及び5番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請の承認について

会 長 番号6番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

1 番 5月13日に17番委員及び地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は道路と事業用施設に囲まれています。譲受人は社会福祉法人で特別養護老人ホームを経営されております。申請地近くは老人ホームの他にも譲受人が経営する施設が複数点在しています。この付近は急傾斜地であり、駐車場の確保が困難なことからやむを得ず申請地を選定されたとのこと。周辺農地への影響はなく、駐車場を設置することで地域の避難場所としての活用が見込めることから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

2 番 第1種農地で現況原野となっているが利用状況調査ではどのように判断していたか。

1 番 昨年の利用状況調査でB判定となっていた。

2 番 農地としての復元は困難という判断ということですね。

会 長 他にご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号6番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号7番及び8

番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

8 番 5月16日に会長と地区担当推進委員と現地調査を行い、聞取りをしました。摘要欄にありますが、譲受人は20年の約束で申請地を借りてペンション経営をされておりました。これからも経営を継続されることから申請地を譲り受ける事になりましたが、農地法に基づく転用許可を受けていないことが判明し適正化を図るために申請をされました。周辺農地への影響は考えられず問題はありません。以上の事から許可相当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号7番及び8番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号9番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

1 番 この案件は3番案件と関連となります。譲渡人は実家に帰る意思がないことから自宅の売却を考えていたところ、この度譲受人が購入し店を開く計画をされておられます。住宅はかなり高い位置にあるため、周辺には駐車する場所がなく来客用の駐車場が必要なことから申請地を転用することとなりました。以上の事から許可相当と判断しました。

会長 番号9番についてご意見ご質問等はございませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号9番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手多数)

会長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号10番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9 番 5月16日に職務代理者と地区担当推進委員と現地調査を行いました。申請地は、譲渡

人の二男である譲受人が農業後継者として住宅を新築されるということです。始末書添付の内容は、平成19年の災害時に裏山が崩れたため車両の進入路を作り、その後そのままにしていたためです。平面になっていますが、右下の町道と高低差が2メートルほどあり、進入路は上の原野へ向けて作られていました。理由書については進入路がとれないことから広い面積が必要とのことでした。転用目的は後継者住宅であり、計画面積は理由書のとおり妥当と考え、周辺農地への影響はないことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号10番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手多数)

会 長 挙手多数です。よって申請どおり許可することに決定しました。続いて番号11番について事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げる。)

13番 5月13日に5番委員と地区担当推進委員と現地調査を行いました。始末書添付の理由ですが、申請地に地域の少年野球の道具を入れるコンテナハウスを設置していたためです。譲受人は県外出身で現在町内のアパートに居住しておりますが、住宅を新築する場所を探しておられ、知人の紹介で譲渡人から申請地を譲り受けて住宅を新築されることになり申請されました。計画面積は妥当であり、周辺農地への影響はないことから許可相当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はございませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号11番について申請どおり許可して良いと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって申請どおり許可することに決定しました。

議案第4号 農地改良届について

会 長 番号12番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

9 番 5月16日に職務代理者と地区担当推進委員と現地調査をしました。申請地は地域の農事組合法人へ貸し付けている農地です。3枚の田すべて畦畔がコンクリートであり、作業が難しいこと、水もれがあり管理が難しいことから工事を行うため届出となりました。工事施工者から現地で話を聞きました。図面のとおりに1枚目と3枚目の差が60センチあり、2枚目の田に合わせて整地をするということでした。638-1の畦畔は土砂で作ることでした。隣接農地についても申請人所有農地で、同じくコンクリートの畦畔であり来年工事を行いたいとのこと。今年の9月から来年3月の工期を予定しており来年の耕作には間に合うとのことでした。営農の効率化や生産の向上につながることから受理妥当と判断しました。

会長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

2 番 638番1の法面は土砂で作るのか。

9 番 コンクリートの畦畔を撤去して、土の畔を作る。

2 番 議案に記載の「法面は現状のまま」という記載は誤りということですか。

9 番 工事を行うので少し違うと思う。

2 番 法人に貸し付けているが、費用は所有者が負担するのか。

9 番 所有者が負担する。法人からの依頼に対応した。

会長 その他にご意見ご質問等はありませんか。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号12番について農地改良届を受理してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって農地改良届を受理することに決定しました。

議案第5号 非農地証明申請について

会長 番号13番について事務局より説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げる。)

2 番 5月18日に15番委員と地区担当推進委員3名で現地調査をしました。現況は周辺と境界が区別つかないほど山林化しており、狭小な面積であることから三十数年以上耕作放棄をされており、農地への復元は困難と考え受理妥当と判断しました。

会 長 この件についてご意見ご質問等はありませんか。

1 番 周辺は田だが、非農地とすることで周辺農地への影響はないと考えられるか。

2 番 周辺農地の地目は田となっているが、現況は山林化しており、周辺農地のうち申請人所有の農地もあり非農地証明をすでに行っている。この案件は、農振除外が必要だったためこの時期となった。

会 長 その他にご意見ご質問等はありませんか。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。番号13番について非農地証明を発行してもよいと思われる委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって非農地証明を発行することに決定しました。

議案第6号 農用地利用集積計画について

会 長 事務局より説明をお願いします。

事 務 局 (議案を読み上げて説明。)これらは、農業経営基盤強化促進法第18号第3項各要件を満たしていると考えます。

会 長 この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

委 員 (異議なし)

会 長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委 員 異議なし(挙手全員)

会 長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。

議案第7号 農用地利用配分計画について

会 長 内容について事務局から説明をお願いします。

事務局 (議案を読み上げて説明。)

会長 それでは農用地利用配分計画について質疑に入ります。この件についてご意見ご質問等ございましたらお願いします。

2番 5番案件の耕作者は新規就農者だったと思うが、場所を移されるのか。

事務局 今回規模拡大のためハウス増設ということで該当地を借り受けられた。

2番 現在の耕作地から距離があり離れているが。

事務局 農場は2つに分かれるが、自宅の隣になるので便利だと思います。

委員 (異議なし)

会長 それでは質疑を打ち切って採決に入ります。この件について可として意見を付すことにご賛成いただける委員の方は挙手をしてください。

委員 異議なし(挙手全員)

会長 挙手全員です。よって可として意見を付すことに決定しました。
以上で本日、提案いたしました案件につきましては終了します。

以上、相違ないことを証するため署名捺印をする。

平成 年 月 日

会長 ⑩

議事録署名者 ⑩

議事録署名者 ⑩